



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT Commerce Consultants (Shanghai) Co., Ltd.

2011年6月30日

「LT会」会報第11-10号（総88号）

上海良図商務諮詢有限公司

親子ローンの利用について

最近、中国の金融引き締めにより、銀行からの人民元借入による資金調達が困難になっているため、親会社からの借入（親子ローン）による資金調達が増えています。親子ローンは対外債務（外債）の一種であり、外貨管理局により外債管理暫定弁法に基づいて管理されます。今回は親子ローンの利用について、上海における申請事例を簡単にご紹介します。なお、地域によって運用ルールが異なるケースがありますので、上海以外で利用する際は、現地の外貨管理局にお問い合わせください。

1. 親子ローンの借入限度額:

中国では過度の借入に依存した経営は認められず、外資企業が、本国の親会社から外貨で資金借入は総投資額と登録（注冊）資本金との差額（以下「投注差」という。）の範囲内に限られる。つまり、親子ローンの借入限度額総投資額—登録資本金となる。

ただし、投資性会社は、投注差は適用されず、登録資本金に応じて借入限度額が定められる。

2. 外債の分類:

外債は、借入期間によって、下記のように分類され、ローン契約締結時に外貨管理局への外債登記が義務づけられる。

分類	期間	用途
中長期外債	1年間超	技術・設備の購入
短期外債	1年間以内	流動資金

* 外資企業の外債登記額は中長期外債累計額と短期外債残高の合計となる。つまり、中長期外債は、一旦借入を実行すると再び借入はできない。一方、短期外債は、借入を行っても、返済後、再度借入が可能となる。

3. 親子ローン利用時の手続き:

親子ローンを利用する際は、以下の手続きが必要となる。ローン契約締結から払い込みまでの所要時間は約2ヶ月である。



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT Commerce Consultants (Shanghai) Co., Ltd.

ステップ	手続	申請先	成果
(1)	ローン契約の締結		
(2)	ローン契約の届出(契約後 15 日以内。届出をしないと契約は無効となる。)	外貨管理局	外債登記証
(3)	外貨借入口座の開設	外貨管理局・銀行	
(4)	借入金の払い込み		
(5)	借入金の人民元転(必要な場合)	外貨管理局・銀行	
(6)	借入金の利払いおよび源泉所得税等の納税	税務局	納税証明書
(7)	借入金の弁済	外貨管理局・銀行	

4. 注意事項:

- (1) 登録資本金が全額払い込まれるまで、親子ローンの実施は不可。
- (2) ローン契約に不可欠の条件: 当事者、金額、期間、利率、用途、適用法等々。
- (3) ローン契約に下記 2 点を明記しなければならない:
 - ① 債務者は契約後に外貨管理部門にて外債登記手続きをすること。
 - ② 外貨管理部門が発行した登記証類は契約の発効に必要な法的書類の一つ。債務者は 1996 年に公布した「人民元転、外貨転、外貨支払管理規定」(中文名称は《结汇、售汇及付汇管理规定》)に基づき、外債の本金と金利の弁済手続きをすること。
- (4) 借入金を人民元債務の返還に使ってはならない。
- (5) 人民元建借入金により外債を弁済してはならない。
- (6) ローンの利払い時に、債務者所在地の税務局にて企業所得税(源泉税)10%、営業税 5%および営業税付加などの税金を納めなければならない。

弊社は、資金調達スキームのアドバイス、ローン契約書の作成、関連手続き代行等を行いますので、必要に応じてご相談ください。

以上